平成２３年（フ）第１９２８号
名古屋市昭和区広瀬町１丁目30番地の１　ライフステージ曙３Ｄ号
債務者　長﨑　克己
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７９５号
名古屋市熱田区大宝４丁目６番13号
債務者　日比野竜久
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５００号
埼玉県深谷市人見1520番地３
破産者　正田　　虎
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４０号
埼玉県熊谷市高柳２番地16
破産者　中村　紀子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５６９号
愛知県日進市栄４丁目1707番地　グランドヒルズ日進702
破産者　日比　圭輔
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９３号
名古屋市西区坂井戸町185番地
破産者　前原　　弘
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７１号
愛知県小牧市藤島町居屋敷180番地　コーポ仁王102号
破産者　三島　秋男
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０３号
名古屋市緑区浦里４丁目227番地　県営鳴海住宅０街区３棟108号
破産者　加納自動車こと　加納　和男
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９８号
愛知県東海市名和町北神田21番地
破産者　大山淳来こと　趙　　淳來
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２２号
兵庫県姫路市土山２丁目２番22号
破産者　石岡　幸二
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７８号
兵庫県姫路市飾磨区玉地809番地の１　クリーンピア山電飾磨駅東401号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区玉地80番地３
破産者　堀尾一六枝
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４３号
兵庫県姫路市御国野町御着683番地　姫路御着鉄筋住宅７号棟501、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区構４丁目34番地５
破産者　吉本利志幸
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８４号
兵庫県姫路市飯田３丁目263番地２　エスポア21－Ａ
破産者　野村　秀樹
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５６号
兵庫県加古川市別府町西町52番地の２、開始決定時の住所兵庫県加古郡稲美町国岡1400番地の５
破産者　柳澤　清美
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７８号
兵庫県姫路市広畑区則直72番地５　サンセールⅡ201、従前の住所兵庫県赤穂市目坂773番地の20
破産者　臼井　伸祐
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８１号
兵庫県姫路市田寺東２丁目32番19－３号106、開始決定時の住所兵庫県姫路市山野井町137番地３
破産者　今村　若葉
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市的形町的形2157番地
破産者　稲垣　敬子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６８号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字立切東８番地１　テイクワンマンション406号
破産者　坂本　　守
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６９号
愛知県岩倉市大地町郷前38番地
破産者　北岡　久典
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部